

## 新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の医療提供体制等にかかる 県の対応について

新型コロナウイルス感染症への対応については、感染症法上の位置付けが5類感染症へ変更された後も、通常の医療提供体制への移行に向け、外来対応医療機関の拡充、確保病床によらない形での入院受入の促進等により、今冬の感染拡大にも対応してきました。

こうした状況を踏まえ、今般、国において、本年4月以降は通常の医療提供体制に移行することが決定されました。

これに伴い、本県についても以下のとおり対応します。

### 1. 医療提供体制等

掲載項目	現在	令和6年4月以降
医療提供体制 (外来・入院)	発熱患者等の診療を行う医療機関を県が外来対応医療機関として指定・公表  入院病床の確保、県による入院調整	<b>終了</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>他の疾病と同様に医療機関による対応</li> <li>入院調整は医療機関同士で実施</li> </ul>
健康相談	県が健康相談コールセンターを運営	<b>終了</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関等が他の疾病と同様に相談対応</li> </ul>
医療費の公費負担	治療薬や入院医療費の一部を公費支援	<b>終了</b>
ワクチン接種	特例臨時接種として全額公費負担	<b>終了</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>予防接種法の定期接種として実施 接種対象：65歳以上の高齢者等</li> </ul>
感染状況の把握、情報提供	定点医療機関からの報告による把握（定点把握）  ホームページ等による公表	<b>一部継続</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>定点把握は継続</li> <li>クラスター発生や入院者数等のホームページ公表は終了（下記2（1）参照）</li> <li>他の感染症と同様にホームページ等を通じた情報提供、注意喚起は継続</li> </ul>

## 2. 感染状況等の情報提供方法

### (1) ホームページ

掲載項目	現在	令和6年4月以降
患者発生状況	月曜日～日曜日の1週間に定点医療機関（県内38か所）で確認された患者数等を感染症対策室ホームページに掲載（週1回：水曜日15時以降）	<b>終了</b> 感染症情報センターホームページ[下記①]への掲載（週1回：水曜日14時以降）は継続
クラスター発生状況	確認された日ごとに感染症対策室ホームページに掲載（日ごと：15時以降）	<b>終了</b>
入院者数・重症者数等	月曜日時点の状況を感染症対策室ホームページに掲載（週1回：水曜日15時以降）	<b>終了</b>
ゲノムサーベイランス	感染症情報センターホームページ[下記②]に掲載（週1回：水曜日15時頃）	<b>継続</b>
外来・入院・救急の制限状況	木曜日時点の状況を感染症対策室ホームページに掲載（週1回：月曜日15時以降）	<b>終了</b>
救急搬送困難事案発生状況	月曜日～日曜日の1週間の状況を感染症対策室ホームページに掲載（週1回：水曜日15時以降）	<b>終了</b>

掲載先ページ（4月1日以降：感染症情報センター）

①患者発生状況

<https://www1.pref.shimane.lg.jp/contents/kansen/covid19/2024/cov0004b.html>

②ゲノムサーベイランス

<https://www1.pref.shimane.lg.jp/contents/kansen/covid19/2024/cov0002.html>

※新型コロナを含む感染症に関する情報（注意喚起等）は、引き続きホームページや報道発表によりお知らせします。

## (2) 新型コロナに関するLINE公式アカウント

- ・ **新型コロナに関するLINE公式アカウント「島根県-新型コロナ対策パーソナルサポート」は令和6年3月31日をもって終了**します。
- ・ 4月1日以降は、県からのさまざまな情報を配信しているLINE公式アカウント「島根県」から感染症情報にアクセスできるほか、感染症に関する注意喚起などを行いますので、ぜひ、こちらのアカウントをご利用ください。

LINE公式アカウント  
「島根県」  
登録はこちら→



(感染症に関する情報提供の例)  
インフルエンザ流行注意報  
感染対策への注意喚起

※これまで「島根県-新型コロナ対策パーソナルサポート」で配信していた新型コロナの「定点医療機関で確認された患者数」、「クラスター発生状況」等は配信いたしません。

## 3. 感染症に関する担当課

- ・ 令和6年3月31日をもって感染症対策室が廃止され、感染症に関する業務は、薬事衛生課へ移管します。

3月31日まで 健康福祉部 感染症対策室

4月1日から 健康福祉部 薬事衛生課 感染症対策係 (TEL : 0852-22-6530)